

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行

に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館使用料徴収規則

### 教 育 委 員 会 規 則

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

### 公 示

指定管理者の指定の取消し

同

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験合格者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業の変更計画の決定

岐阜県収用委員会の審理の開始

(人 事 課) 五三七<sup>ページ</sup>

(社会教育文化課) 五三七

(社会教育文化課) 五四三

(研究開発課) 五四七

(人づくり文化課) 五四七

(商工政策課) 五四七

(商業流通課) 五四八

(農地整備課) 五四八

(収用委員会) 五四八

## 規 則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七

年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育事務所長の項の次に次のように加える。

図書館長	<p>一 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)第四条第一項ただし書の規定による使用料の前納の特例に関すること。</p> <p>二 岐阜県図書館条例第四条第二項ただし書の規定による使用料の返還に関すること。</p> <p>三 岐阜県図書館条例第四条第三項の規定による使用料の免除に関すること。</p>
------	--

### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県図書館使用料徴収規則をここに公布する。

第 二 千 三 百 三 号  
平成二十三年十二月二日

( 金 曜 日 )

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県図書館使用料徴収規則

( 総 則 )

第一条 この規則は、岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下「条例」という。）に基づき、岐阜県図書館の使用料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

( 使用料の納入 )

第二条 使用料は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、使用料延納申請書（別記第一号様式）の提出があり、知事がやむを得ないと認めるときは、その後に納入することができる。

( 使用料後納の取扱い )

第三条 知事は、使用料の納入が確實であると認められる場合に限り、期間を定めて、使用料後納の取扱い（使用料を使用日の属する月の翌月の知事が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用料後納申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の承認を受けた者が使用料を同項に規定する期日までに納入しないときは、使用料後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

( 使用料の返還 )

第四条 知事は、条例第四条第二項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料から当該各号に定める額の使用料を返還する。

- 一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により条例別表に掲げる施設を使用することができなくなったとき 全額
- 二 使用日の七日前までに使用料返還申請書（別記第三号様式）の提出があり、知事が承認したとき 全額
- 三 使用日の六日前から二日前までに使用料返還申請書の提出があり、知事が承認し

たとき 半額

( 使用料の免除 )

第五条 条例第四条第三項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ使用料免除申請書（別記第四号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により使用料の免除を承認をしたときは、使用料免除承認書（別記第四号様式）により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別記

第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

使 用 料 延 納 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所  
氏名

( 申請者が団体の場合 ) 団体名及び代表者名

ふりがな 担当者名 電話 ( )

次のとおり施設の使用料の延納を申請します。

施 設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間	備 考
利 用 の 目 的 等			
使 用 料 の 額	円		
申 請 の 理 由			
納 入 予 定 日	年 月 日		
備 考			

第2号様式(第3条関係)

使用料後納申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな  
担当者名

電話( )

次のとおり使用料の後納の承認を申請します。

団体及び個人(全て記入)	区 分	1 団体 2 個人		
	ふ り が な			
	団 体 名			
	ふ り が な			
	氏 名 (団体の場合は代表者名)			
	電話番号(団体・自宅)		内 線	
	F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
	住 所 (団体・自宅)	〒		メールアドレス
個人	生 年 月 日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月 日	
	性 別	1 男 2 女		
団体	ふ り が な			
	担 当 者 名	メールアドレス		
	電 話 番 号		内 線	

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふ り が な		保護者印
	氏 名		

期 間	
-----	--

第3号様式(第4条関係)

使用料返還申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合)団体名及び代表者名

ふりがな  
担当者名

電話( )

次のとおり使用料の返還を申請します。

施 設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間	備 考
利 用 の 目 的 等			
承 認 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
納 入 済 使 用 料 の 額			円
返 還 を 受 け よ う と す る 額			円
申 請 の 理 由			
後 日 の 使 用 料 に 充 当 す る こ と の 有 無	1 充当する。 年 月 日に申込みをした使用料に充当 2 充当しない。		
備 考			

第 4 号様式 ( 第 5 条関係 )

使用料免除申請 ( 承認 ) 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所

氏名

( 申請者が団体の場合 ) 団体名及び代表者名

ふりがな  
担当者名

電話 ( )

次のとおり使用料の免除を申請します。

施 設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間	備 考
利 用 の 目 的 等			
使 用 料 の 額			円
免 除 を 受 け よ う 使 用 料 の 額			円
納 入 す る 使 用 料 の 額			円
申 請 の 理 由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県知事



注 使用しようとするときは、この承認書を受付係員に提示してください。

備考 この申請 ( 承認 ) 書は、複写式とし、1部は控えとする。

教育委員会規則

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第十四号

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館管理規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第一項」の下に「及び岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下「条例」という。）（第十三条）を加え、「岐阜県図書館」を「岐阜県図書館」に、「必要な」を「必要な」に改める。

第十条を次のように改める。  
（使用許可の申請等）

第十条 条例第二十一条の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を館長に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が第三条に規定する休館日である場合には、その翌日。以下同じ。）から提出することができる。ただし、第一号に掲げる施設を国際的、全国的又は全県的な会議、催し物等に使用する場合その他館長が必要と認める場合は、当該各号に定める日前から利用申込書の提出をすることができる。

- 一 多目的ホール、多目的小ホール及び企画展示室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
- 二 研修室及び特別会議室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の三月前の月の初日
- 三 前号に掲げる施設を第一号に掲げる施設と併せて使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

第十三条を第十六条とする。

第十二条中「この規則」を「条例若しくは条例に基づく規則」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（岐阜県図書館協議会）

第十五条 岐阜県図書館協議会の庶務は、図書館において処理する。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（利用承認通知書等）

第十一条 館長は、使用許可をしたときは、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印し、利用承認通知書として申請者に交付するものとする。

2 館長は、条例第二十一条の規定により使用を許可しなかつたとき又は条例第三条第二項の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認（取消）通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更申請等）

第十二条 使用許可を受けた者は、当該使用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第四号様式）二通を館長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があつた場合について準用する。

付則の次に次の四様式を加える。

別記

第 1 号様式 ( 第10条関係 )

利 用 申 込 書

年 月 日

岐阜県図書館長 様

申込者 住所

氏名

( 申込者が団体の場合 ) 団体名及び代表者名

ふりがな  
担当者名 電 話 (            )

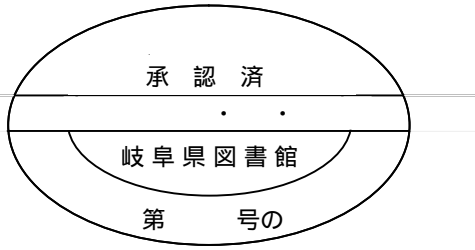
以下の施設を利用したいので、次のとおり申し込みます。

記

利 用 施 設			
利 用 の 日 時		年 月 日 時 分から	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 日間 時間             </div>
		年 月 日 時 分まで	
利 用 目 的	研 修 会 等 名 称	利 用 責 任 者	
	内 容		
造 作 物 設 置 の 有 無	有 ・ 無	予 定 利 用 ( 入 場 ) 人 員	人
入 場 料 等 の 有 無	有 ・ 無		円
使 用 料			円
そ の 他	1 研修室等の利用の承認が取り消された場合又はその利用の停止を命ぜられた場合には、直ちにこれに従い、損害賠償の請求等一切の求償行為は行いません。 2 準備及び撤去については、利用者の責任において速やかに行います。		



第2号様式(第11条関係)



第3号様式(第11条関係)

利用不承認(取消)通知書

第 号  
月 日

様

岐阜県図書館長 印

年 月 日付けの申込みのあった(承認をした)施設の利用は、次により承認できません(利用承認を取り消した)ので通知します。

記

承認の年月日及び 番号	
承認しない 取消しの 利用停止の } 理由	
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県教育委員会となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、この処分の取消しの訴えは、それぞれイ又はロに掲げる日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>イ 上記1の審査請求をした場合 当該審査請求に対する判決の送達を受けた日</p> <p>ロ 上記1の審査請求に対する判決を経て、再審査請求をした場合 当該再審査請求に対する判決の送達を受けた日</p>

第 4 号様式 ( 第12条関係 )

利 用 承 認 変 更 申 込 書

年 月 日

岐阜県図書館長 様

申込者 住所  
氏名  
( 申込者が団体の場合 ) 団体名及び代表者名  
ふりがな  
担当者名 電話 ( )

年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みを  
します。

記

利 用 施 設			
利 用 の 日 時	年 月 日 時 分から	〔 日間 〕	
	年 月 日 時 分まで	時間	
利 用 目 的	研 修 会 等 の 名 称		利 用 責 任 者
	内 容		
使 用 料			円
変 更 の 理 由			
備 考			

添付書類 利用承認通知書

附則  
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

公 示

指定管理者の指定の取消し

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定により、岐阜県科学技術振興センターに係る指定管理者の指定を取り消したので、岐阜県科学技術振興センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）第十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を取り消した団体

岐阜市大蔵台一〇番二八号  
ドルフィン株式会社

二 取消処分の日

平成二十三年十一月十日

三 取消処分の内容

平成二十四年三月三十一日をもって指定管理者の指定を取り消す。

指定管理者の指定の取消し

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定により、岐阜県民ふれあい会館に係る指定管理者の指定を取り消したので、岐阜県民ふれあい会館条例（平成五年岐阜県条例第二十号）第十六条の規定により次のとおり公示する。

する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を取り消した団体

県民ふれあい会館DN運営共同体  
構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

岐阜市須賀二丁目一番五 三〇五号

日本イベント企画株式会社

二 取消処分の日

平成二十三年十一月十八日

三 取消処分の内容

平成二十四年三月三十一日をもって指定管理者の指定を取り消す。

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号

受験番号

一 五

九 一

一三 一七

二〇 三〇

三八 四四

四五 四六

四八 四九

五〇

以上十五名

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十二月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十一月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

可児市今渡字池下一一七八番一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 九〇台

(変更後) 六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 一〇九・九平方メートル

(変更後) 二八平方メートル

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下座倉地区	神戸町役場 大野町役場	平成二三・一二・二から 平成二四・一・六まで

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

各務原市

二 事件名

各務原市道稲九百二十六号線新設工事（仮称）那加小網線・岐阜県各務原市上戸町一丁目地内及び岐阜県各務原市川島小網町字本田浦地内から同市川島小網町字乙宮西地内まで）及びこれに伴う市道代替工事に係る収用事件

三 期日

平成二十三年十二月十五日（木） 午前十時三十分から

四  
場 所

岐阜市藪田南五丁目一四番一二号  
岐阜県シンクタンク庁舎五階大会議室

平成二十三年十二月二日発行

発行者

岐阜  
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザー  
—  
ビー・アール・テクノセンター